

原子力災害対策指針（防災指針）に関する問題点

原子力災害対策指針（防災指針）とは、国、地方公共団体、事業者などが、原子力災害の際に実施するべき行動を定めるものです（原災法第6条の2）。とりわけ、緊急防護準備区域（UPZ）30kmの範囲内の自治体は3月18日までに地域防災計画を策定することが求められています。政府側の説明では、実際にどの範囲の自治体が地域防災計画を定めるかは、各都道府県が判断するとしています。

原子力規制委員会は、2012年10月に、わずか1カ月の審議で、パブコメもなしに防災指針を策定しました。このときの指針は、PAZ、UPZを定めたのみで、EAL（原子力施設の状態による判断基準）やOIL（線量に応じた判断基準）は具体的には定めず、先送りになりました。

PAZ（予防的防護措置区域）：EALに応じて、ただちに避難を実施するなどの区域。概ね5kmとされた。

UPZ（緊急防護措置準備区域）：OIL、EALに応じて、避難、安定ヨウ素剤の予防服用を行うなどの区域、概ね30kmとされた。

PPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）：今後検討とされた

EAL（緊急時活動レベル）：施設の異常状態により、緊急事態の区分を国があらかじめ予定し、それに照らして、PAZ内の人を防護するための活動を決定するための基準。

OIL（運用時介入レベル）：放射性物質の環境放出後に、環境モニタリング結果を踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の服用などの措置を行うための判断基準。

その後、EALやOILについての審議が行われ、1月30日、原子力規制委員会で、下記の基準（OIL）が示され、了承されました。2月12日（火）まで、2週間のパブリック・コメントに付されています。

基準の種類	初期値	防護措置の概要	備考（※）
OIL1	500 μ Sv/時	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）	第5回検討会では週50mSvに対応
OIL2	20 μ Sv/時	一日内をめぐりに区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、一週間内に一時移転を実施	第5回検討会では年20mSvに対応

（出典：2013年1月21日開催「第6回原子力災害事前対策等に関する検討チーム」資料4）

※当初は、OIL1（500 μ Sv/時）に対応する包括的判断基準として7日間50mSv、OIL2（20 μ Sv/時）に対応する包括的基準として年20mSvが示されていましたが、これについては見送られました。

○問題点

UPZの範囲が狭すぎる／福島原発事故の実態を踏まえていない

年20mSv以上の被ばくが予想されるとして、計画的避難区域とされた飯館村は福島第一原発から30～45kmでした。また、福島第一原発から60km以上の地点でも、事故後20 μ Sv/時以上（福島市で24 μ Sv/時）を観測しました。

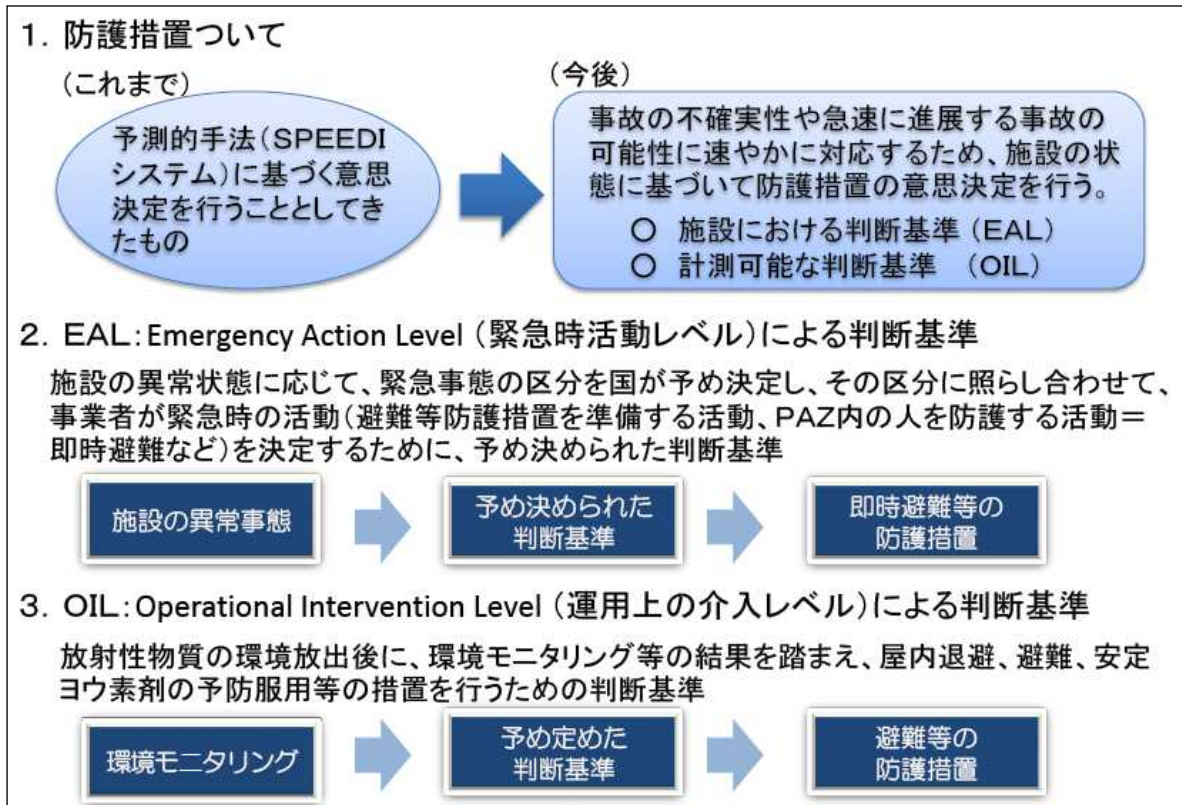
原子力規制委員会による拡散シミュレーションでは、100mSv/週というIAEA基準でも30kmを超える地点が多くあります。今回採用されようとしているOIL1（500 μ Sv/h）は、第5回検討会合では、週50mSvに対応する値とされていました。避難基準の範囲は30km圏を大きく超えて広がります。

500 μ Sv/時、20 μ Sv/時という基準が高すぎる

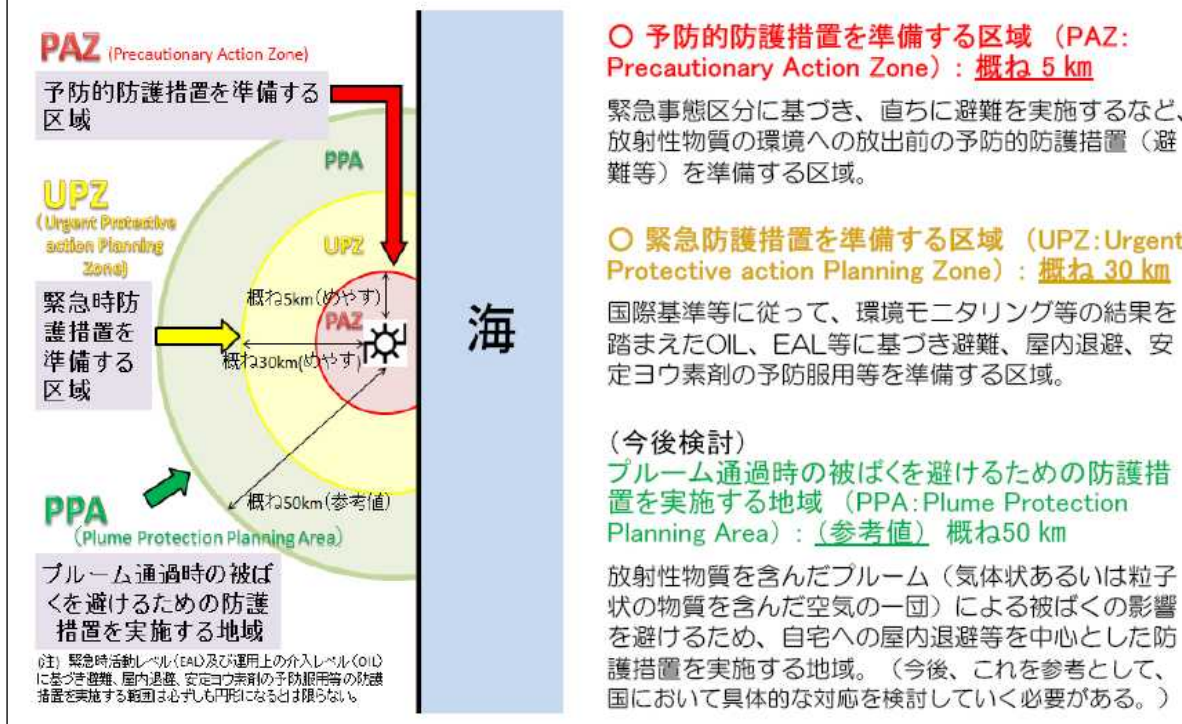
放射線管理区域の基準（実効線量が3月あたり1.3mSv）が年換算5.2mSv、毎時換算0.6 μ Svであること、チェルノブイリ事故後生じたさまざまな疾患を考えれば、避難基準としての20 μ Sv/時はあまりに高い値です。また、子ども・妊婦への配慮は行われていません。福島原発事故後、国が示した「年20mSv」という基準による避難区域の外側では、多くの人々が自主的判断のもとでの避難を強いられました。それが再現されていいのでしょうか？

さらに今回の防災指針や30km圏の設定には、放射能雲（プルーム）の直接的な影響は考慮されていません。今回の原子力規制委員会の検討はあまりに拙速です。原発事故によって、最も被害を受けるのは近隣の住民であり、被害の範囲は全国民に及びます。原子力規制委員会は、福島原発事故の実態をふまえるため、被災住民からの聴き取りを行うとともに、広く懸念を有する市民の声をきくべきです。

EAL、OIL の考え方、PAZ と UPZ との関係性



②防災対策を重点的に充実すべき地域について



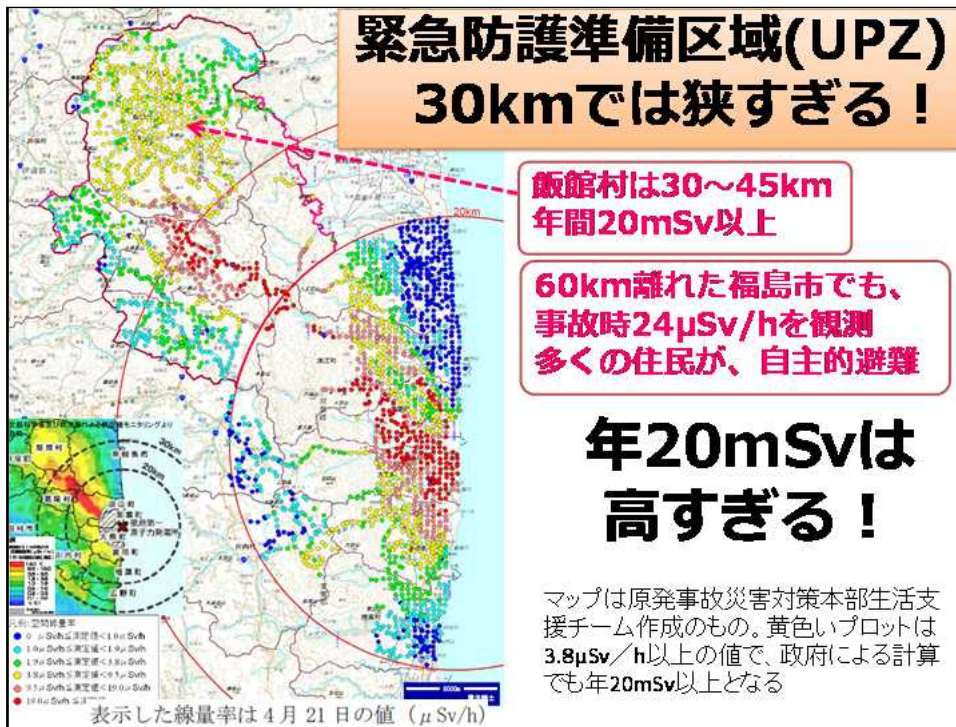
2012年3月22日原子力安全委員会 防災指針検討ワーキンググループ資料) より

○UPZの範囲について

・福島原発事故の実態にあっていない

年 20mSv の基準で計画的避難区域となった飯舘村は原発から 30～45km、原発から 60km 離れた福島市では、3 月 15 日の夕方に最大で 24.24 μ Sv/h が観測された。福島原発事故に照らせば事務局案では、避難が必要な地域は原発から 60km にまで及ぶ。

<http://www.pref.fukushima.jp/j/7houbu0311-0331.pdf>



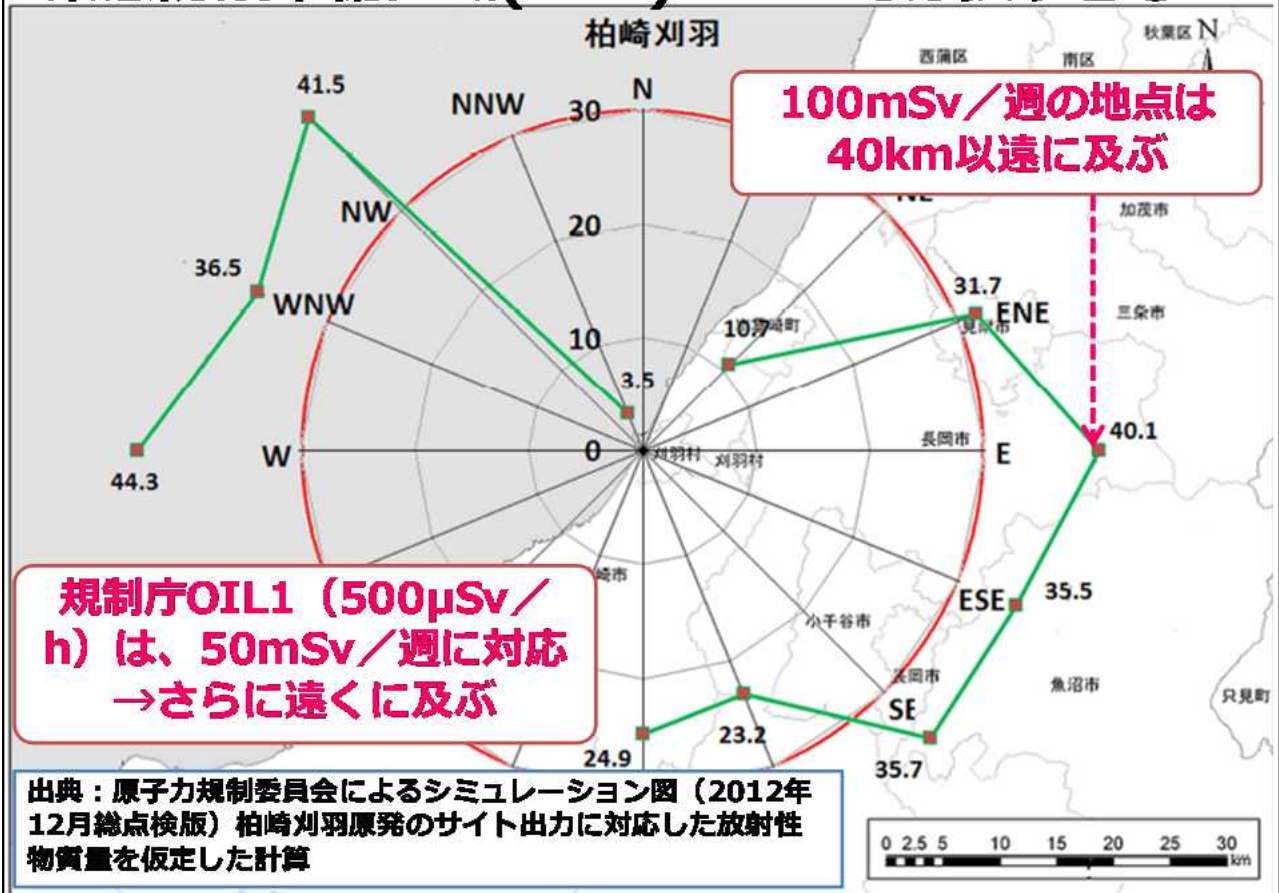
・OIL1 (500 μ Sv/h)、OIL2 (20 μ Sv/h) は 30km を超えて広がる

原子力規制委員会のシミュレーション値は、IAEA の基準である 100mSv/週で算出しているが、柏崎刈羽原発では、30km 以遠に及んでいる。IAEA は、100mSv/週に対応する OIL 値として、1000 μ Sv/h を示している。今回の OIL1 は、この 2 分の 1 であり、原子力規制委員会事務局 2012 年 12 月 28 日付資料では 50mSv/週に対応する値として示されている(注)。

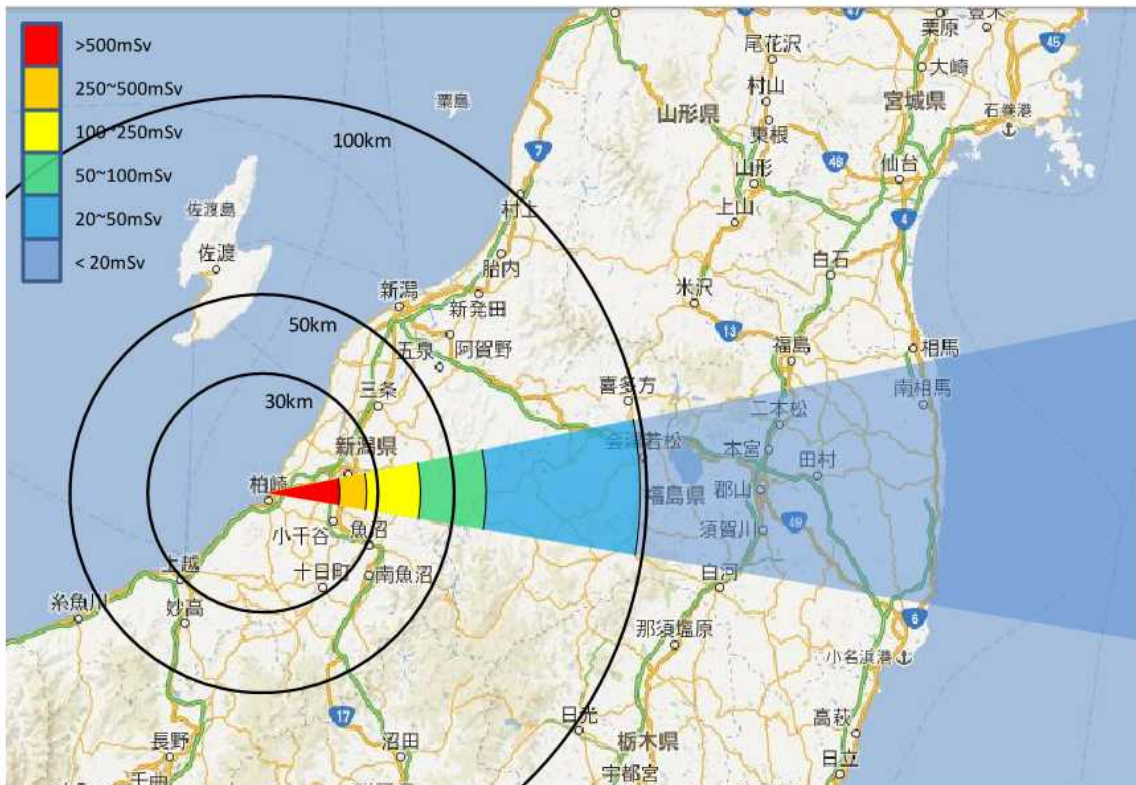
	基準	基準	規制庁事務局案 (2012/12/28 時点)	IAEA
緊急防護措置 (数時間)	避難基準	包括的 判断基準	実効線量 50mSv/ 週	実効線量 100mSv/週
		基準値 OIL1	空間線量 500 μ Sv/h	空間線量 1,000 μ Sv/h
早期防護措置 (1日～数週間)	一時移転基準	包括的 判断基準	実効線量 20mSv/ 年	実効線量 100mSv/年
		基準値 OIL2	空間線量 20 μ Sv/h	空間線量 100 μ Sv/h

注) その後、「包括的判断基準」(赤字)は見送られ、OIL1 (500 μ Sv/h)、OIL2 (20 μ Sv/h) が採用された。

緊急防護準備区域(UPZ)30kmでは狭すぎる！

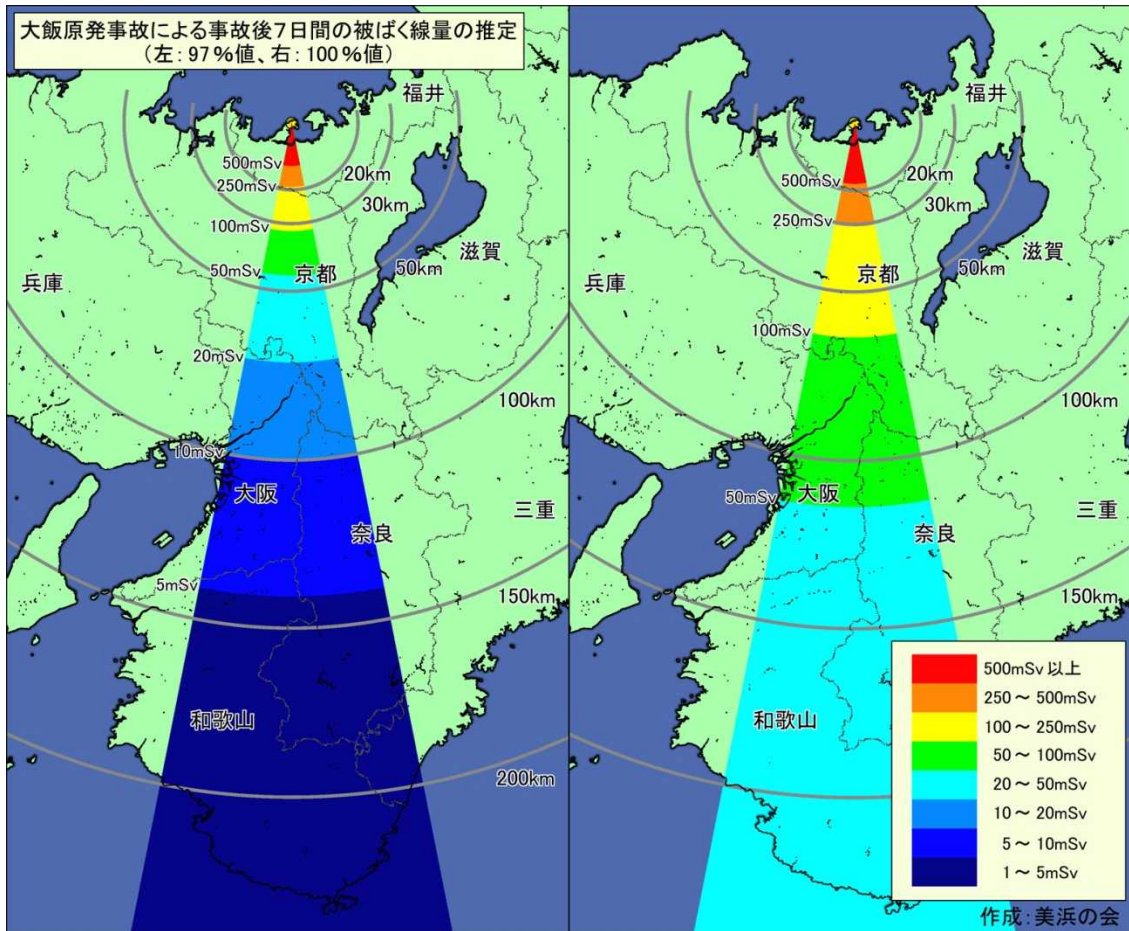


柏崎刈羽原発からの放射性物質拡散はどうか？原子力規制委員会によるシミュレーション（97%値）のデータをもとに作成した図（西側方向のみ）。20~50mSvは100kmに及ぶ



（作成：福島老朽原発を考える会）

大飯原発事故による事故後7日間の被ばく線量の推定（左：97%値、右：100%値）



（美浜の会作成）

※原子力規制庁のシミュレーションは、もっとも被ばく線量が高い上位 3%を切り捨てたものとなっている（左）。それでも 10mSv は大阪、奈良にも及ぶ。右は上位 3%を切り捨てない 100%値。和歌山県でも 20-50mSv 圏に入る。

○プルームについて

原子力規制委員会はプルーム通過時の防護措置については先送りにしている状況である。包括的判断基準から OIL を算出するにあたり、プルーム通過による沈着の影響は考慮されているが、通過そのものによる外部被ばくと吸引による影響は考慮されていない。3月15日の4時の段階で、南南西に位置するいわき市において 23.7 μ Sv の値が観測されており、事務局は、「これはプルームの通過に伴う一時的な空間線量率の増加の可能性が高い」としているが、その対応については示していない。プルームの通過を「一時的なもの」と過小評価することは禁物であり、初期被ばくを避ける措置が必要である。また、福島市など中通りなど、プルーム通過後、広範囲にわたる土壌汚染が生じ、中長期にわたる汚染が生じた地域もある。

○避難基準が高すぎる

放射線管理区域の基準（毎時換算 0.6 μ Sv）と比較すれば、OIL1=500 μ Sv/時、OIL2=20 μ Sv/時はあまりに高い値である。また、避難基準に関して妊婦・幼児・子どもなどの考慮が行われていない。

（問い合わせ先： FoE Japan TEL.03-6907-7217 満田夏花（090-6142-1807））